

令和8年経済センサスー活動調査研究会（第3回） 議事概要

1 日時 令和6年1月23日（火） 10:00～11:35

2 場所 総務省第2庁舎 6階 特別会議室

3 出席者

委員等：廣松座長、野辺地委員、菅委員、宮川委員、児玉協力者、高部協力者

オブザーバー：内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（政策統括官室）

東京都（総務局）、独立行政法人統計センター（統計編成部）

事務局：総務省（統計局）、経済産業省（大臣官房調査統計グループ）

4 議題

- (1) スケジュールについて
- (2) 調査事項の検討状況について
- (3) 経済センサス品目（中間報告）について
- (4) 試験調査実施計画案及び調査票修正案について
- (5) その他

5 議事概要

- ・ 各議題において、検討の方向性について概ね了承された。
- ・ 主な意見等は以下のとおり。

【スケジュールについて】

- ・ 特になし。

【調査事項の検討状況について】

- ・ 「自家用倉庫」について、卸売業、小売業については「管理、補助的経済活動を行う事業所」として表章を行うとのことだが、例えば製造業が自分の仕掛品を置く倉庫を持っているという可能性もあり得ないことではない。そのようなケースも「管理、補助的経済活動を行う事業所」に入るのではないか。どのような処理をされているのか教えていただきたい。
→ 産業格付は「事業の内容」での判断が基本となるので、倉庫業等と記載があれば、一次的にはその内容で判断することとしており、製造業の例の場合は中分類毎に「管理、補助的経済活動を行う事業所」に含まれる。
- ・ 経済センサス-活動調査で細分類を使用しなければ果たしてどこで使われるのだろうかとも思う。必要がないということであれば、むしろ産業細分類の定義を小分類に直すこ

とも考えられる。一方で、必要とされているということであれば、出来る限り対応するという事になるだろうが、そうだとすると今後どう対応していくのかということは考える必要がある。次期産業分類の改定に向けて、政策統括官室（産業分類担当）と調査上の問題点や課題を共有してほしい。

- SNA推計において、産業別に（金融仲介サービスによる産出である）FISIMの値を割り振る際に「支払利息等」を使用することはないだろうか。産業連関表も同様だが、現状どのように処理されているのか。
 - 借り手側FISIMの消費額について産業別に割り振るにあたって、日本銀行の「貸出先別貸出金」という、貸手側からどの産業にどれだけの貸出があるかがわかるデータを使用して、分割を行っている。そのため、改めて「支払利息等」について産業別で調査しなくても、現時点でSNA推計としては問題ない。
 - 政策統括官室（産業連関表担当）としても、内閣府の対応と同様である。ただ、「支払利息」の使用も検討課題と考えているものの、経済センサス-活動調査の利活用の観点としては、使用表の推計を優先して検討しているところであり、現時点では使えていないという状況である。
 - FISIMの件について、内閣府は日本銀行からのデータを利用して対応しているとのこと。今の時代の流れとして、そのようなデータは有効に活用するということが基本的姿勢であり、回答精度が低いものを無理矢理調査するより正確であると思われるため、やはり「支払利息」の調査事項は削除することが適切。
- 「教育訓練費」及び「募集費」について）就労条件総合調査（一般統計調査）で同様の事項を集計しているとのことだが、この調査は事業所母集団データベースを母集団情報として使用しているため、経済センサス-活動調査の結果と突合することである程度の分析は行えると考えるが、この点についての認識を伺いたい。
- 「自家用倉庫」の事業所の形態について、法人土地・建物基本調査に「土地の利用現況」という調査事項がある。そこで土地の主な用途を記載させており、その中に「倉庫」という選択肢がある。法人土地・建物基本調査も事業所母集団データベースを母集団情報として使用しているため、これと突合させればそれなりに分析をすることができるだろう。また、この情報を使用し、経済センサス-活動調査で行うかどうかは別として、参考表のようなものを作成することも可能なのではないか。
 - 当方も同様の認識を持っていることから、回答の際には本日御議論頂いた内容を踏まえて回答することとしたい。
- 「自家用倉庫」について、例えばマンションの3階に事業所があり、その2階を倉庫として使用しているような場合、それを概観から全ての調査員が把握するという事は全数調査のオペレーションという観点からも非常に難しいだろう。

【経済センサス品目（中間報告）について】

- 金融サービス関係の品目は、生産物分類は今回検討している品目以上の分類が存在し、ここに記載のない品目は全て「その他の金融サービス」に含まれることから、「その他の金融サービス」の品目の中身については、対象企業に対してどの品目が「その他の金融サービス」に入るのかという点をわかりやすく伝える必要がある。
- 製造業の品目変更について、できる限り前回と同様の水準となるよう、また、生産物分類との整合性にも留意して検討されている点は良いと思う。卸売業、小売業について、生産物分類の詳細分類は非常に細かいため詳細分類をそのまま調査対象品目とすることはできないという点は理解する。

一方で、生産物分類でなぜ細かい詳細分類を設定しているかということ、製造業品目と商業品目における整合性を確認するという趣旨もある。製造業の産業分類と商業の産業分類が必ずしも同じ概念で作成されていないため、一つの製造業で作られたものが商業と整合させる際に複数のケースが存在し得たが、生産物分類を使用することになったことで、そこを明確にすることができるようになったと理解している。

また、商業は産業連関表の作成とSNA推計の商業マージンの推計に関わってくるが、経済センサス-活動調査で調査した最も細かい分類でしか商業マージン率を作成することができない。商業マージンの金額は、マクロで見ると100兆円に達するような非常に大きい内容であるため、各種推計に大きな影響があるものである。

今回の資料では、製造業品目が1,626個で商業品目が185個とされており、製造業品目のうち、約10品目程度が大体平均して1つの商業品目と整合されるということになっている。産業分類では、製造業の産業分類と商業の産業分類が1対1になっているものもあったが、多くの製造業部門が1つの商業部門に対応するというバランスのものもあった。それがある程度改善されるという認識である。製造業品目と商業品目の対応関係については引き続き確認して頂きたい。

- 3.5桁分類という表現は、そもそも細分類が4桁だという情報を知っていないと細かいのか粗いのかわかりづらい。準細分類や準小分類など、中間であることが明確にわかるように表現を統一した方が良いのではないか。
- 特定最低賃金では産業細分類で指定されているものもあると認識していることから、一部表章している細分類については、回答する際にその旨を厚生労働省に連絡した方がよい。

【試験調査実施計画案及び調査票修正案について】

- 「この場所での事業所の開設時期」に関して、個人で事業を行っている事業者が法人化した場合、事業者としては当初創業した時期が「この事業所の開設時期」であると認識すると考えられるが、調査の設計上は法人化した時期の回答を想定していると考えられる。そこに齟齬が生じないように、記入のしかた等で調査対象に丁寧に説明すべきと

考える。

→ 御指摘を踏まえ、記入のしかた等への記載を行う等の対応を検討する。

- 海外の経済統計においても、調査票の回収率や調査事項の回答率において、プレプリントが重要との認識がある。ただ、プレプリントを実施する際に重要なのは、印刷の仕分けや調査票の配り分けといった、調査の実施体制になる。不測の事態に備えた配り直しのオペレーションも含め、入念に準備していただきたい。また、「この場所での事業所の開設時期」は廃業時期を初めとした様々な分析に使用できるため、非常に有用である。ただ、調査項目としては1度回答があればよいので、案にあるような選択肢の設定で問題ないと思う。
- サービス関連産業 B 及び C の調査票について、調査票第 1 面上部の 10 と 11 の、黒塗りの四角がついた方で配り分けを行うという趣旨か。

→ 調査書類は調査員に配布する前にセットされているため、調査員が調査票を見て配り分けを行うわけではない。ただ、審査を行う際等に、どちらの調査票に該当するか判別できるようにという趣旨で調査票に区分を設けた。
- 事業所の継続に関して、所有者が変わっても同一の労働と同一の資本設備の場合は継続事業所という扱いになるため、単に所有者が変わっただけでは新設事業所という扱いにならないのではないかと。例えば、企業買収で工場が買収され、以前とは全く異なる会社名になったとしても、工場については継続事業所になる取扱を聞いたことがある。その点について、どういう扱いになるか確認していただきたい。
- 調査事項「(3) 事業の業態」欄は、事業所の回答が間違いである可能性のチェックも兼ねているという趣旨か。同様に「(4) 管理・補助的業務か否か」欄についても、この欄にチェックがあった上で、売上金額にも回答がある場合はどちらの情報が正しいか判別する必要がある。

→ 本項目は情報を多くとることにより、産業格付の際の参考とするものであり、判断に迷った場合は調査票の記入内容のほか、企業 HP 等の公開情報も参考に、総合的な観点で判断している。
- 産業分類の格付のための補助的な情報が必要ということは理解できるので、どちらの情報を優先すべきか等の処理方法についても、今回の試験調査で確認していただきたい。また、卸売業、小売業の調査票「(14) 店舗形態」の項目に均一価格店を追加するということだが、百貨店や総合スーパーといった形態については追加しなくても問題ないのか。

→ 総合スーパーや、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンターなどは、品目自体は食料品・医療品・その他になっており、それぞれ品目の割合で形態に分割することができる。均一価格店については、品目の記入が困難であるため追加する。

→ 品目から産業格付をすることは困難になっている。品目から産業格付を行うと、販売額の割合が変わるたびに大きく産業が移動することになり、実態と乖離してしま

う。そのために、各種商品小売業の中でもコンビニやドラッグストアのような形態については特別に項目を用意していると考えますが、同様に総合スーパーもこの「(14) 店舗形態」に追加すればよいと考える。

→ 御認識の通り、現在の産業格付の方法では紛れが出てきてしまうが、特に均一価格店はその代表的なものであると認識している。そのため、今回追加することとしている。

→ 試験調査で問題がないか確認していただきたい。また、「(14) 店舗形態」のうち、2つの形態が被る時にどちらを優先するのかという点も確認していただきたい。

6 その他

次回は令和6年3月中・下旬に開催予定。

以上